

補助金調書

補助金名	福岡市労働環境・従業員福祉促進事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 就労支援課(TEL092-711-4326)
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	団体等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期	3月		
(公募の場合) 応募要件	<p>企業等団体で、以下の要件のいずれにも適合するもの。</p> <p>(1) 福岡市の区域内に主たる事務所を有すること。</p> <p>(2) 役員が福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>(3) 企業等団体の規約等において、労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図ることを目的として明記していること。</p> <p>(4) 補助金対象事業に関し、本市の他の制度に基づく補助金、助成金等の交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 団体等の自己利益や権利の獲得を目的とした活動を行っていないこと。</p> <p>(6) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。</p> <p>(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。</p>				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	昭和36	年度	経過年数	57	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	民間企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずる団体を支援することにより、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現を図ることを目的とし、労働環境の改善を目的として行う事業と、従業員の福祉の増進を目的として行う事業を対象とする。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	事業の実施により、本市の民間企業における労働条件の改善と快適な職場環境の実現に寄与すると考えられ、今後も事業の継続が必要である。 また、公募で補助金の対象者を募集していることから公平性は高く、費用面においても補助金の交付が最も効果の高い支出方法であるため、終期の延長を行うもの。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>補助対象経費:(1)講習会及び、研修会の開催 (2)相談会の開催 (3)イベント事業の開催 (4)調査及び研究</p> <p>算定方法:補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とし、予算の範囲内で決定する。</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	2 件	2 件	2 件	
	3,298 千円	2,675 千円	2,716 千円	4,058 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・学習会等の実施 ・労働相談事業等 				
補助金交付 による効果	講演会・学習会や労働相談等を通じて、中小企業の従業員に対して、労働福祉の増進を図ることができる。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。